

鳥獣保護事業ワーキンググループでの検討状況

7月14日（第1回）及び8月7日（第2回）に開催された本WGにおける課題ごとの検討の方向は、次のとおり。

第1 課題ごとの検討概要

I. 関係主体の役割分担と連携（第1、2回WG）

1. 求められる主体ごとの役割

（1）国の役割

国際的、全国的な鳥獣保護の見地から、以下のような役割を果たす。

- ・ 国全体としての鳥獣保護管理の方向について、鳥獣保護法などの関連法令や「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」等により提示し、その普及に努める。
- ・ 国際的、全国的な鳥獣保護の見地から、鳥獣の保護のため重要と認める区域を鳥獣保護区に指定。特に湿原、湖沼、干潟等の湿地でラムサール条約湿地の選定基準を満たす鳥獣保護区については、国際的な水鳥の生息地の保護の観点から、ラムサール条約湿地の登録に努める。
- ・ 渡り鳥及びその生息地の保全を図るため、二国間の渡り鳥保護に関する条約・協定や東アジア・オーストラリア地域におけるパートナーシップの枠組みに基づき、関係国等と連携、協力しつつ、国際的取組の推進を図る。
- ・ 全国的・広域的な観点から保護管理を行う上で必要な鳥獣の生息状況の把握、効果的・効率的な保護管理のための技術開発、適正な技術を有する鳥獣管理の中核的な人材を育成するための支援を行う。
- ・ 鳥獣の個体群の生息域が複数の都道府県にまたがる場合、関係都道府県が共同で保護管理計画を策定できるよう、必要に応じて広域的な鳥獣保護管理指針を示すとともに、都道府県間の連携が円滑になるよう支援を行う。

（2）地方公共団体（都道府県、市町村）の役割

地域の鳥獣の保護の見地から、以下のような役割を果たす。

ア 都道府県

- ・ 国の施策と連携しつつ、地域の実情を踏まえ、鳥獣保護事業計画の策定により鳥獣の保護管理の基本的な枠組みを構築し、施策を実施する。
- ・ 地域の鳥獣保護の見地から、鳥獣の保護のため重要と認める区域を鳥獣保護区に指定する。
- ・ 鳥獣の生息状況の把握、関連する技術の開発、人材の育成を行う。
- ・ 科学的な知見に基づいて特定鳥獣保護管理計画を策定・実施するとともに実施状況をモニタリングし、その結果を踏まえ計画を適宜見直す。

イ 市町村

- ・ 都道府県知事の定める鳥獣保護事業計画の下で、国及び都道府県と連携して鳥

獣の保護管理を実施する。

- ・ 特定鳥獣保護管理計画へ参画し、地域（市町村）ごとの計画目標に沿った個体数調整や生息環境管理、被害防止対策を実施する。
- ・ 野生鳥獣の適切な保護管理及び生息環境の保全を図るための体制を整備する。

（３）事業者

- ・ 鳥獣保護管理を行う事業者については、行政との連携を十分に図り、効果的な保護管理を推進するための技術の向上に努める。
- ・ 開発活動等、生態系に影響を与える経済活動を行う事業者にあつては、事業の計画や実施に際し、鳥獣の保護管理に与える影響に十分配慮する。
- ・ 鳥獣を観光等に利用する事業者については、地域の鳥獣の生息状況に影響を与えるような餌付け等の行為を行わないように努める。
- ・ エコ・ツーリズム事業者にあつては、野生鳥獣の生息している良好な自然環境の持続可能な利用を図りつつ、鳥獣の適切な保護管理にも役立つようなエコ・ツーリズムの普及・定着に努める。

（４）市民・民間団体（NPO, NGO）、専門家等

- ・ 市民については、鳥獣に関する情報提供、鳥獣への安易な餌付けを行わないよう喚起することなどを通じて、人と鳥獣の基本的な関係等、鳥獣の保護管理について関心を寄せ、理解を深め、鳥獣の保護管理に関わる活動に自主的、積極的に参加する。
- ・ 鳥獣の保護管理に貢献する民間団体（NPO, NGO）については、各団体の専門性等に応じて、保護管理に関する調査活動への参画、評価、提言、合意形成、市民との情報の橋渡しといった役割を担う。
- ・ 専門的な知識、技術等を有している民間団体にあつては、必要に応じて、地元市町村等の要請により鳥獣保護事業の適切な実施に協力する。
- ・ 専門家、関係学術団体にあつては、各主体に対して、鳥獣の保護管理に関し科学的な観点から適切な助言を行う。

２．関係主体の連携

（１）鳥獣保護事業計画

- ・ 鳥獣保護事業計画の実施にあたっては、鳥獣保護管理に関わる国、地方公共団体、事業者、市民・民間団体、専門家等の関係主体の役割を明確化した上で各主体が連携し、効果的な実施を図る。
- ・ 適切な個体数調整、鳥獣の生息環境の保全及び被害防止対策等を効果的に実施するため、地方公共団体における鳥獣担当部局、関係担当部局及び市民・民間団体等その他関係者間の適切な連携や、保護管理すべき地域個体群に関連する地方公共団体間等の連携の強化を図る。

（２）特定鳥獣保護管理計画

- ・ 国、都道府県、市町村等の行政機関や地域住民等が緊密な連携を図り、それぞれの役割に応じて鳥獣保護管理事業を実施する。
- ・ 鳥獣保護管理の取組での地域間の格差や連絡調整の不足等により、過剰な捕獲による地域個体群の絶滅のおそれや、捕獲や追い払いにともなう個体が拡散し被害の拡大等が生じないように、関係する地方公共団体間で適切な連携を図る。

- ・ 特定計画の対象となる地域個体群については、広域的（都道府県レベル）又は地域的（市町村レベル）に関係主体が連携し、地域個体群の生息状況を踏まえた生息環境の整備、効果的な個体数調整等に係る調整、共通の情報をもとに取り組むための広域的なモニタリング手法の統一などを図り、適切な保護管理を進める。

（３）地域に根付いた取組の充実

- ・ 鳥獣による被害への対策は捕獲のみの対応では不十分であることから、被害防除対策及び生息環境の適切な保全を図るなど、総合的な取組を地域レベルで適切に進めることが効果的であり、地域的な共通認識の醸成を図りながら市町村等での地域ごとの保護管理の目標を具体化・明確化し、特定計画に取り込むとともに、その内容を集落レベルまで周知していく。
- ・ 市町村等においては、野生鳥獣やその生息環境を重要な地域資源として認識し、市民・民間団体等の協力を得ながら、地域振興にも資するよう適切な活用を図る。

【主な指摘事項】

- ・ 国の役割の中に、国際的な観点からの取組についての記述が不足。
- ・ 国の役割について、国が実施すべき取組をもっと踏み込んで記述すべき。
- ・ 被害対策の取組だけでなく、本来の鳥獣保護の取組で果たすべき役割をもっと記述すべき。
- ・ 事業者と市民・民間団体等の役割について、それぞれの取組内容の中には重なる面もあるので、担うべき内容をはっきりと記述すべき。

Ⅱ. 鳥獣の区分と保護管理の考え方（第１、２回WG）

A 制度上の区分に応じた保護管理の考え方

１. 希少鳥獣

（１）対象種

- ・ 環境省レッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類、Ⅱ類に該当する鳥獣。
- ・ レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直す。

（２）保護管理の考え方

- ・ 自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努める。
- ・ 鳥獣法に基づく環境大臣による適切な捕獲許可、国指定鳥獣保護区（希少鳥獣生息地の保護区）の指定等を行い、種ならびに地域個体群の存続を図る。
- ・ 絶滅のおそれのある鳥獣については、種の保存法、希少野生動植物種保存基本方針に基づき、環境大臣による国内希少野生動植物種の指定、捕獲等の禁止を行うとともに、必要に応じて保護増殖事業を実施し、種ならびに地域個体群の保存を図る。

＊ なお、各都道府県が策定する鳥獣保護事業計画では、都道府県版レッドリスト掲載鳥獣の取扱いについて、必要に応じ、上記を参考に記載する。

２. 狩猟鳥獣

（１）対象種

- ・ 法第２条第３項に該当する鳥獣。

- ・ 鳥獣保護事業計画に係る基本指針を5年ごとに策定する際、以下の①及び②の選定の考え方にに基づき、対象となる鳥獣の見直しを行う。

① 次のイ、ロのいずれかに該当すること。

- イ. 狩猟の対象として資源的価値等を有するもの。
- ロ. 生活環境、農林水産業又は生態系に係る相当程度の被害が認められ、一般的に狩猟の対象となり得るものとして、その捕獲等により個体数の抑制が期待できるもの。

② 当該鳥獣の捕獲等がその生息の状況に著しい影響を及ぼすおそれのないこと。

- ・ 対象となる鳥獣の見直しは、生息状況、被害の程度、繁殖力、地域個体群の長期的な動向、狩猟対象としての資源的価値や捕獲難易度などを総合的に勘案して行うものとする。

(2) 保護管理の考え方

- ・ 自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努める。
- ・ 関係行政機関等からの情報収集などを通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。
- ・ 狩猟の対象として資源的価値の高い狩猟鳥獣については、必要に応じて休猟区や法第12条に基づく捕獲等の制限などの制度を活用し、持続的な利用が可能となるよう保護管理を図る。
- ・ 被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣については、狩猟による捕獲等を活用しつつ、必要に応じて広域的な保護管理指針あるいは特定鳥獣保護管理計画を策定し、被害の防止や地域個体群の存続を図る。
- ・ 鳥獣保護区の指定や捕獲等の許可については、一般鳥獣の取扱いと同様に行う。

3. 外来鳥獣

(1) 対象種

本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣。

(2) 管理の考え方

- ・ 個別の種ごとの調査等により生息状況や生態系等への影響について把握に努める。
- ・ 農林水産業や生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、狩猟による捕獲等を活用するとともに、有害捕獲を推進し、被害の防止を図る。
- ・ 必要に応じて外来生物法や特定外来生物被害防止基本方針に基づく特定外来生物の指定、主務大臣等による防除の公示、防除事業の実施等を行い、生態系等に係る被害を防止する。

- * なお、各都道府県が策定する鳥獣保護事業計画では、当該都道府県に本来生息地を有しておらず、人為的に外部から導入され、生態系等に係る被害が生じている鳥獣の取扱いについて、必要に応じ、上記を参考に記載する。

4. 一般鳥獣

(1) 対象種

- ・ 希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣以外の鳥獣。

(2) 保護管理の考え方

- ・ 自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努める。
- ・ 全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況などを踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じる。特に生息数が著しく増加又は減少している鳥獣については、必要に応じて広域的な保護管理指針あるいは特定鳥獣保護管理計画を策定し、被害の防止や地域個体群の存続を図る。
- ・ 国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地から重要と認める地域を国指定鳥獣保護区に、地域の鳥獣の保護の見地から重要と認める地域を都道府県指定鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護を図る。
- ・ 対象となる鳥獣の生息状況等を踏まえ、捕獲等の目的に応じた許可基準に基づき、適切に捕獲等の許可を行う。

B 鳥獣の特性に応じた保護管理の考え方

1. 広域的な保護管理が必要な鳥獣

- ・ 隣接都道府県を越えて広域的に移動する鳥獣については、関係行政機関、関係団体、NGO、専門家等が幅広く連携し、行動圏の大きさ、季節移動の有無、繁殖力、生息数、被害の状況などを総合的に勘案し、広域的な保護管理指針やそれに基づく特定鳥獣保護管理計画を策定するなどして安定的な地域個体群の維持と被害の軽減を図る。

2. きめ細かな保護管理が必要な鳥獣

- ・ 半島や離島などの地理的条件等により分布が隔離していることから存続に留意すべき地域個体群である一方、当該鳥獣による生活環境、農林水産業等に係る被害が顕著に生じている地域については、効果的に被害の軽減を図りつつ地域個体群の存続が可能となるよう、適正な個体数調整等を行うため、必要に応じて入猟者承認制度や特定鳥獣保護管理計画制度を活用し、人と鳥獣とのより良い関係が構築できるようきめ細かな保護管理を図る。

3. 渡り鳥及び海棲哺乳類

- ・ 我が国に渡来する渡り鳥については、関係国との国際的な連携・協力を図るとともに、主な採餌地、休息地、繁殖地などを鳥獣保護区特別保護地区に指定するなどして、生息地の保護を図る。
- ・ 鳥獣法の対象となる海棲哺乳類については、科学的なデータの収集を図るとともに、生息状況や地域個体群の動向、漁業への影響などを踏まえ、必要な保護管理方を検討し、地域個体群の存続を図る。
- ・ なお、鳥獣法第80条に基づく本法の適用除外となる鳥獣のうち海棲哺乳類については、関係行政機関との連携・協力のもと、その生息や保護管理の状況に関する情報の収集に努め、他の法令による適切な保護管理が図られないと認められるときは、速やかに適用除外種の見直しを検討する。

【主な指摘事項】

- ・ 狩猟鳥獣と外来鳥獣とは、切り離して取り扱うべきではないか。
- ・ 狩猟鳥獣を選定するにあたって、生息数等の科学的データを基にした何らかの基準を設ける必要があるのではないか。
- ・ 海棲哺乳類の保護のあり方についても記述すべきではないか。

Ⅲ. わなの取扱い（第2回WG）

1. わなの取扱いについて

（1）とらばさみの取扱いの方向性

鳥獣保護の観点から、現行においても危険な構造のとらばさみについては、使用禁止にしているところであるが、登録狩猟における使用禁止や構造の改良等も含め、適切な取扱いを検討する。

（2）くくりわなの取扱いの方向性

くくりわなについては、錯誤捕獲があった場合に、捕獲個体に極力損傷を与えずに解放できるよう、ワイヤー径や輪の口径などにつき、わなの構造基準を見直すことについて検討する。

（3）箱わなの取扱いの方向性

ツキノワグマの生息地域であって、錯誤捕獲の恐れが予測される場合においては、地域の実情を踏まえ、脱出口を設けた箱わなや囲いわなの使用に努めるよう指導する方向で検討する。

2. 錯誤捕獲の防止等に関する措置について

（1）錯誤捕獲等への対応

今回の法改正において、許可捕獲によりわなを設置する場合においても、わなの設置者の氏名等の表示を義務付けたところであり、鳥獣保護員等が錯誤捕獲等を発見した場合に、容易に連絡が取り得るよう措置したところであることから、適切に運用されるよう指導する。

（2）わなの見回り等について

万一、錯誤捕獲があった場合に極力損傷を与えずに解放できるよう、わなの適正な見回りについて、引き続き、狩猟団体等を通じて狩猟者を指導する。

また、特にツキノワグマの生息地域においては、錯誤捕獲に対して、迅速かつ安全な放獣が実施できるよう通報体制、放獣体制の整備に努めるよう指導する。

【主な指摘事項】

- ・ 錯誤捕獲に対しては、規制を厳格化すべき。
- ・ 不適切なわなの設置が行われないよう狩猟者への指導体制を徹底させるべき。
- ・ 現場の監視体制について実効性のある仕組みを検討すべき。

Ⅳ. 輸入鳥獣の識別措置（第1回WG）

特定輸入鳥獣の指定は、鳥獣法施行規則第27条に基づく輸入規制対象種の指定状況等を踏まえつつ、国内産の鳥獣と輸入される鳥獣との識別措置が必要となる種を指定

することとなる。その際、次の考え方にに基づき指定を行っていく必要がある。

○ 特定輸入鳥獣の指定の基本的な考え方

以下の①から③に示す要件のすべてを満たす種であって、国内で違法に捕獲された個体が、輸入された個体としてすりかえられるおそれが高い種であること。

- ① 輸入された鳥獣のうち、我が国に生息する鳥獣と同種であること。
- ② 過去3年～5年の間に違法飼養等により押収された実績がある種又は輸入の実績があり、現に多数が飼養されている種であること。
- ③ 他の自然環境関連法令（種の保存法、外来生物法）により輸入規制、国内の譲渡し等の規制がある種以外の種であること。

V. 放鳥事業の取扱い（第1、2回WG）

1. 放鳥事業の方針

- (1) 放鳥の際には、猟区及び放鳥獣猟区の制度を活用し、狩猟者の育成を図るものとする。
- (2) 放鳥する場所の生息環境の整備や放鳥方法・時期などについて検討を行い、放鳥個体が捕食されることをさけるなど、放鳥効果を高めるようにする。
- (3) 特有の生態系を有する島しょにあつては、生態系保護上悪影響を及ぼさないようにする。
- (4) 地域個体群における遺伝子攪乱を招かないよう、外来種（国内の他の地域から導入された鳥類を含む。）の放鳥については、行わないようにする。
- (5) 生息地及び餌の競合、感染症などの病原体の伝搬等により在来種等に悪影響を及ぼさないようにする。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のキジ・ヤマドリ等の養殖農家等に対して、衛生管理の徹底や養殖個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性について検討する。

2. 放鳥効果の把握

放鳥する個体に標識を付して放鳥の効果を測定し、当該地域での定着状況を調査する。

定着率が低い場合にあつては、放鳥の時期、場所を改めて検討するとともに、放鳥個体の野生順化の方法についても工夫を行う。

[※ WGにおいては時間の関係で十分な検討が未了。]

VI. 傷病鳥獣に関する基本的な考え方（第2回WG）

1. 傷病鳥獣救護の目的

(1) 生物多様性の保全

- ・ 傷病鳥獣を収容、治療し、野生へ復帰させる
- ・ 絶滅危惧種の生息数の減少を防止する
- ・ 傷病鳥獣の発生原因を究明し、再発を防止することを通じて、生物多様性の保全を図る。

(2) 鳥獣保護思想の普及啓発

- ・ 傷病鳥獣の救護活動を行う
- ・ 傷病鳥獣をテーマに環境教育を推進することを通じて、鳥獣保護思想の普及啓発を図る。

(3) 環境のモニタリング

収容個体から環境に関する情報をモニタリングし、必要に応じ対策を実施する。

2. 関係主体の連携と人材の育成

(1) 国の役割

- ・ 基本指針において傷病鳥獣の取扱いに関する基本的な考え方を明らかにする。
- ・ 種の保存法に基づく保護増殖事業の対象となる絶滅のおそれの高い鳥獣については、保護増殖事業計画に基づき、都道府県や関係機関等の協力を得ながら、傷病個体の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰等に努める。
- ・ 大規模な油汚染事件など複数の都道府県にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合には、情報を収集、提供するなどして、関係行政機関や関係団体等による救護活動が円滑に実施されるよう措置する。また日頃から連絡体制の整備や関係者への研修を行う。
- ・ 関係団体等の協力を得て、人と鳥獣との適正な関わり方について普及啓発を行う。
- ・ 保護収容個体から収集する化学物質等による汚染や感染症に関する標準的な情報項目を整理し、都道府県から得られた情報をもとに、全国的な環境の状況の把握を行い、必要に応じて対策を講じる。

(2) 都道府県の役割

- ・ 鳥獣保護センター等を中心として、市町村、獣医師（団体）、動物園、自然保護団体等と連携しながら、救護活動に対するネットワーク体制を整備し、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰に努める。
- ・ 終生飼養、リハビリテーション等に携わるボランティアの位置づけを明確にするとともに、研修などを通じて民間による積極的な取組を推進する。
- ・ 傷病鳥獣の発生原因を究明し、必要に応じて予防措置を講じる。
- ・ 都道府県レベルで絶滅のおそれのある鳥獣についての救護体制を整備し、主導的に救護を実施する。
- ・ 油汚染事件など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備えて、関係団体やボランティアの活動拠点の確保、関係者間の連絡網の整備など救護体制の整備を図る。
- ・ 野生復帰が不可能と診断された傷病鳥獣や、野生復帰させることが被害等の原因となるおそれのある傷病鳥獣の取扱いについて、学識経験者、関係行政機関及び関係団体からなる検討会においてガイドラインを作成し、適切に対処する。
- ・ 関係団体等の協力を得て、人と鳥獣との適正な関わり方について普及啓発を行う。
- ・ 雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容することのないよう、都道府県民に対し周知徹底する。
- ・ 収容個体の化学物質や重金属による汚染の状況、感染症の有無などに関する情報を可能な範囲で収集する体制を整備し、得られた情報を分析評価の上、

必要に応じて対策を講じる。

3. 保護収容の考え方と収容個体の取扱い

(1) 救護個体の取扱い

- ・ 収容に当たっては、鳥獣法、種の保存法、外来生物法、動物愛護管理法、文化財保護法など関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続きを行う。
- ・ 希少鳥獣については、保護増殖に資するデータを収集するとともに、野生復帰が可能な個体については、治療、リハビリテーションを行う。野生復帰が不可能な個体については、繁殖又は研究や教育のための活用か終生飼養を検討する。これらの対処が困難な場合には、専門家等の意見も参考にできる限り苦痛を与えない方法での致死を検討する。
- ・ 外来生物法に基づく特定外来生物に該当する鳥獣またはその交雑個体については、必要に応じ同法による手続きを経た上で、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるか終生飼養する。
- ・ 野生復帰が不可能な鳥獣、野生復帰させることが被害等の原因となるおそれのある鳥獣については、都道府県が地域の状況に応じて、収容、治療、リハビリテーション、終生飼養、できる限り苦痛を与えない方法での致死などの取扱いに関するガイドラインを作成し、これを踏まえ適切に対処する。
- ・ その他の傷病鳥獣については、救護ネットワークを活用して、収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰を行う。

(2) 人と動物の共通感染症対策

- ・ 収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人と動物の共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性が有る場合には、関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。
- ・ 救護に携わる者に対し、人と動物の共通感染症に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

(3) 野生復帰

- ・ 野生復帰に当たっては、対象個体の傷病が治癒していること、採餌力、運動能力や警戒心が回復していることなどを確認する。
- ・ 本来、発見救護された場所で野生復帰させることを基本とし、それが不適当または困難な場合には遺伝的なかく乱を及ぼすことのないよう場所を選定する。
- ・ 感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。
- ・ 農林水産業や生活環境への被害が予想される鳥獣の野生復帰に際しては、地域社会の理解を得るよう努める。

[※ WGにおいては時間の関係で十分な検討が未了。]

第2 今後の検討予定

- 各課題（未検討課題の「愛がん飼養」を含む）に関し、改めて基本指針へ盛り込む記述を整理し、第3回WGで検討を行う予定。